

## 特定の事件 その2

### 特別出張所の管理運営について

## 包括外部監査の結果報告書（その2）

### 第1 外部監査の概要

#### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項並びに大田区外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第1項の規定に基づく包括外部監査

#### 2. 選定した特定の事件

特別出張所の管理運営について

#### 3. 特定の事件を選定した理由

大田区（以下、「区」と称す）には、現在18カ所の特別出張所がある。特別出張所の歴史を見れば、昭和22年4月に「町会・隣組の制度」を区が引き継ぎ「町会連絡事務所」の設置をすると同時に事務を取り扱っていた職員の身分等を大田区の組織に切り替えたことに始まり、同年6月には整理統合し18出張所となった模様である。

一方、平成14年には、4カ所の大田区地域行政センターが、地域に密着した総合的行政を効果的、かつ、効率的に展開し、もって地域住民の福祉に寄与することを目的として設置された。

そして、現在の特別出張所は、この大田区地域行政センターの部門として位置付けられ、地域振興、窓口収納事務、窓口サービス関係事務、その他様々な事業についての協力及び支援等を行っている。

そこで、改めて、身近な行政窓口として現在の特別出張所の役割ないし執行事務が、地域との関係でどのようになっているのか（区民へのサービスの把握及び拡充、利便性の向上、効率的運営等）、区民にとって大いに関心のあるところと考えられる。

以上のような観点から、地域の行政拠点として、4カ所の地域行政センターのもと18特別出張所が、各地域の区民のニーズに対応しつつ、区政の向上に資することを目的として事務の執行を行っているか等について合规性ととも、有効性、経済性、効率性から、監査を行う必要があると認めたものである。

#### 4. 外部監査対象機関

特別出張所、必要に応じて特別出張所業務関連部局等

#### 5. 外部監査実施対象期間

平成18年度を対象とするが、必要に応じて平成19年度及び過年度に及んでいる場合もある。

## 6. 外部監査の方法

### (1) 監査の主な視点

- ①特別出張所の機能見直しの検討結果を踏まえ、特別出張所及び各施設が適切に運営されているか。
- ②人員の配分が定期的に見直されているか
- ③特別出張所及び施設の管理運営が効率的になされているか。
- ④特別出張所及び施設は効率的に利用されているか。
- ⑤特別出張所及び施設の会計管理、物品管理は適切になされているか。
- ⑥特別出張所及び施設の点検等は定期的になされているか。
- ⑦収入及び支出は適切に計上されているか。

### (2) 主な監査手続

- ①区の条例、規則等に基づいて、各施設の運営が適切になされていることを確かめる。
- ②特別出張所及び施設の管理運営が効率的になされていることを予算書、事業報告書の閲覧、関係者に対する質問等により確かめる。
- ③特別出張所及び施設の会計管理、物品管理が所定の規定等に準拠していることを確かめる。
- ④特別出張所及び施設が効率的に利用されていることを事業報告書の閲覧、関係者に対する質問等によって確かめる。
- ⑤特別出張所及び危機管理は、適切になされているか報告書の閲覧、関係者に対する質問等により確かめる。
- ⑥収入及び支出が適切に計上されているか、証憑突合、各種比較分析、帳簿突合、計算突合、関係者に対する質問、現場視察等により確かめる。
- ⑦管理方法の見直しが検討されているか、関係者に対する質問等により確かめる。
- ⑧現場視察の選定基準・・・4つの地域行政センターより、付属施設等を所管としている特別出張所を各一箇所ずつ任意に抽出、地域行政センターの中に設置されている特別出張所を抽出。

## 7. 外部監査の実施期間

平成19年8月23日 ～平成20年3月5日

## 8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 9. 包括外部監査人

公認会計士 中井 恭子

10. 外部監査人補助者（アイウエオ順）

公認会計士	岩波 一泰	公認会計士	鳥海 美穂
公認会計士	岡本 篤典	公認会計士	中村 孝
公認会計士	戸高 昭二		

11. 金額等単位

記載金額等について、単位未満の端数調整をして表示している場合がある。

## 第2 外部監査対象の概要

### 特別出張所

#### (1) 特別出張所の概要

大田区の出張所は、昭和 25 年に発足した。課長級の所長を置き、庶務係と戸籍係の二係制とした。昭和 40 年に、区民部の所管となり「特別出張所」と名称を変更し、庶務係を区民係に改めた。平成 5 年 4 月に、地域振興部の所管となり、区民係は地域振興係へ、戸籍係は住民係に名称変更した。

こうした歴史的経過を踏まえ現在では、区民に最も親しみを持たれる行政機関の一つになっている。地域との長年の係わりの中で、地域に基盤をおいた地域拠点として各地区の特色を生かしながら地域振興及び行政サービスを提供している。

現在の組織は、所長の下に、地域振興係と窓口サービス担当係長の二係制となっている。地域振興係は、主に所内庶務事務・地域団体との連絡調整事務などを担当している。窓口サービス担当係長は、主に住民異動、住民票の写し・印鑑・税等の証明交付事務など窓口サービスを担当している。

#### ① 地域行政センターとの関連

##### <地域行政センター>

平成 14 年 4 月、大田区は大規模な組織改正を行い、地域行政センターを設置している。これは、大田区を 4 つのエリアに分け、区の施策を区民に身近なそれぞれの地域行政センターが担うものである。

地域行政センターを新たに部として位置付け、保健・福祉（地域福祉課、地域健康課、生活福祉課）、まちづくり（まちなみ整備課）、地域振興（特別出張所）の機能をもった組織とした。それぞれの課が同じ部として協力し、地域の皆さんと協働による支援を受けて、「まち」を発展させていこうというものである。

大田区では、地域行政センターを区民の皆さんに最も近い区の窓口として位置付け、地域課題の解決のために積極的に取り組んでいる。

##### 地域行政センター所管区域一覧

センター名	保健・福祉・道路・公園などの仕事の地域割り	所管する特別出張所
大田北	大森西・入新井・馬込・池上・新井宿の各特別出張所管内の地域	大森東・大森西・入新井・馬込・池上・新井宿特別出張所
大田西	嶺町・田園調布・鶉の木・久が原・雪谷・千束の各特別出張所管内の地域	嶺町・田園調布・鶉の木・久が原・雪谷・千束特別出張所
大田南	六郷・矢口・蒲田西・蒲田東の各特別出張所管内の地域	六郷・矢口・蒲田西・蒲田東特別出張所
大田東	大森東・糎谷・羽田の各特別出張所管内の地域	糎谷・羽田特別出張所

※ 大森東特別出張所の区域は、保健・福祉サービスと道路・公園の管理などは大田東地域行政センターの所管となる。

(くらしのガイドより)

特別出張所は、この地域行政センターの下部組織に位置付けられ、平成 15 年、大田区地域行政センター処務規程に基づき、業務を行っている。

## ② 特別出張所の分掌事務

特別出張所には次のような分掌事務がある。

窓口サービス担当係長

- (1) 窓口サービス及びその統括に関すること。
- (2) 窓口での収納及びその統括に関すること。
- (3) 嶺町文化センターの使用申請受付、それに伴う使用料等の収納及び還付等並びにその統括に関すること（嶺町特別出張所に限る。）。
- (4) 公共施設利用システムに関する事務、矢口区民センターの使用申請受付、それに伴う使用料等の収納並びに還付等並びにその統括に関すること（矢口特別出張所に限る。）。
- (5) 別表第 1 に掲げる付属施設（以下「付属施設」という。）に属する還付等及びその統括に関すること（新井宿特別出張所（山王会館の公共施設利用システムに関する事務等を除く。）及び嶺町特別出張所に限る。）。
- (6) 特別出張所が定める事務事業に関すること。

地域振興係

- (1) 特別出張所の庶務に関すること。
- (2) 遺家族の援護事業に関すること。
- (3) 特別出張所の維持管理に関すること（嶺町特別出張所及び蒲田東特別出張所を除く。）。
- (4) 大田西地域行政センター分室の維持管理に関すること（嶺町特別出張所に限る。）。
- (5) 所管区域内の地域施設の維持管理並びに付属施設の運営及び維持管理に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (6) 所管区域内の地域施設の事務運営の調整及び支援に関すること。
- (7) 地域団体等との連絡調整に関すること。
- (8) 地域の青少年健全育成に関すること。
- (9) 地域防災に関すること。
- (10) 火災及び風水害の救助等に関すること。
- (11) 所管区域内の公共施設との連絡に関すること。
- (12) 地域福祉に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (13) 民生委員及び児童委員との連絡に関すること（地域福祉課の所管に属するものを除く。）。
- (14) 窓口サービスに関すること。
- (15) 窓口での収納に関すること。
- (16) 所管区域内の地域施設の利用等に関すること（嶺町特別出張所及び矢口特別出

- 張所に限る。)
- (17) 嶺町文化センターの使用申請受付、それに伴う使用料等の収納及び還付等に関する事(嶺町特別出張所に限る。)
  - (18) 公共施設利用システムに関する事務、矢口区民センターの使用申請受付、それに伴う使用料等の収納及び還付等に関する事(矢口特別出張所に限る。)
  - (19) 付属施設に属する還付等に関する事(馬込特別出張所、新井宿特別出張所、嶺町特別出張所及び田園調布特別出張所に限る。)
  - (20) 区民活動支援施設の使用申請受付、それに伴う使用料の収納及び還付等に関する事(大森西特別出張所に限る。)
  - (21) コミュニティーセンター羽田旭の使用申請受付、それに伴う使用料等の収納及び還付等に関する事(糀谷特別出張所及び羽田特別出張所に限る。)
  - (22) 北蒲広場の使用申請受付、それに伴う使用料等の収納及び還付等に関する事(蒲田東特別出張所に限る。)
  - (23) ふれあいはずぬまの使用申請受付、それに伴う使用料等の収納及び還付等に関する事(蒲田西特別出張所に限る。)
  - (24) 所管区域内の地域施設及び付属施設の利用並びに所管区域内の地域施設の使用申請受付に伴う使用料の収納及び還付等の係る統計等の事務処理に関する事。
  - (25) 特別出張所内他係及び所管区域内の地域施設に属さない事。

#### 地域施設

- (1) 地域施設の庶務及び経理に関する事。
- (2) 地域施設の施設及び設備の維持管理に関する事。
- (3) 集会室の利用等に関する事。
- (4) 公共施設利用システムに関する事務、使用申請受付に伴う使用料の収納及び当該施設に属する事務、使用申請受付に伴う使用料の収納及び当該地域施設に属する還付等に関する事(矢口区民センター及び文化センターを除く。)
- (5) 高齢者施設の利用等に関する事(区民センター及び大森東地域センターに限る。)
- (6) 公印の管守に関する事(文化センターに限る。)
- (7) 施設の使用申請受付並びにそれに伴う使用料等の収納及び還付等に関する事(嶺町文化センターを除く文化センターに限る。)
- (8) 駐車場の利用及び使用料の収納に関する事(池上会館に限る。)

(地域行政センター事業概要平成18年度実績より)

③特別出張所の現況（平成19年4月1日現在）

特別出張所	単位	大森東	大森西	入新井	馬込	池上	新井宿
センター	—	北	北	北	北	北	北
管轄面積	K m <sup>2</sup>	1.20	2.66	7.80	3.00	2.32	0.99
世帯数	世帯	8,837	29,304	19,842	24,799	21,191	9,932
人口	人	17,992	55,199	37,111	49,077	42,299	19,660
自治会・町会数	団体	5	21	11	19	11	8
わがまち大田地区推進委員	名	34	59	37	51	44	33
青少年対策地区委員会委員	名	49	63	72	70	68	65
民生・児童委員	名	16	42	25	32	31	16
職員数（うち再任用）	名	10	15	14	14	12	12

特別出張所	単位	嶺町	田園調布	鶉の木	久が原	雪谷	千束
センター	—	西	西	西	西	西	西
管轄面積	K m <sup>2</sup>	1.59	2.18	1.32	1.71	3.10	1.44
世帯数	世帯	11,693	9,447	11,358	11,748	26,802	11,748
人口	人	23,908	20,352	21,986	26,028	56,366	22,423
自治会・町会数	団体	5	9	7	5	9	8
わがまち大田地区推進委員	名	34	32	34	34	52	34
青少年対策地区委員会委員	名	42	50	45	51	55	62
民生・児童委員	名	16	16	19	16	33	17
職員数（うち再任用）	名	15（1）	11	10	10	13	11

特別出張所	単位	六郷	矢口	蒲田西	蒲田東	糎谷	羽田
センター	—	南	南	南	南	東	東
管轄面積	K m <sup>2</sup>	4.08	2.60	2.83	1.95	2.17	15.69
世帯数	世帯	30,142	19,286	29,785	22,707	17,151	17,862
人口	人	63,159	39,734	56,475	40,586	35,406	37,150
自治会・町会数	団体	15	17	17	20	10	19
わがまち大田地区推進委員	名	60	38	58	43	36	39
青少年対策地区委員会委員	名	106	65	73	73	63	65
民生・児童委員	名	44	25	45	33	29	33
職員数（うち再任用）	名	15	16	15	12（2）	11	12

【説明】管轄面積も新井宿出張所の0.99K m<sup>2</sup>から羽田特別出張所の15.69K m<sup>2</sup>と差が大きい。世帯数・人口も大森東特別出張所の8,837世帯、17,992人から六郷特別出張所の30,142世帯、63,159人と差が大きい。



④ 平成 18 年度ミッション（自らの使命等）

◎ 大田北地域行政センター

課係	ミッション（自らの使命等）
大森東特別出張所 地域振興係 窓口サービス	区民が安心して暮らせる住みよいまちを築くため、地域コミュニティの活性化とともに、区民との協働の視点から区の施策を推進し、地域振興を図ります。また、出張所の窓口業務や地域施設等の運営を効率的、効果的に進め、区民サービスを充実します。
大森西特別出張所 地域振興係 窓口サービス	区民が安心して暮らせる住みよいまちを築くため、地域コミュニティの活性化とともに、区民との協働の視点から区の施策を推進し、地域振興を図ります。また、出張所の窓口業務や地域施設等の運営を効率的、効果的に進め、区民サービスを充実します。
大森西区民センター	区民の文化の向上、地域の振興、高齢者の福祉に寄与するため活動の場を提供します。
大森東地域センター	窓口業務を効率的に進め、ゆうゆうくらぶ利用者のサービス充実を図ります。
美原文化センター	区民施設として、施設の利用者に良好な活動の場と情報の提供をします。
入新井特別出張所	区民が安心して暮らせる住みよいまちを築くため、地域コミュニティの活性化とともに、区民との協働の視点から区の施策を推進し、地域振興を図ります。また、出張所の窓口業務や地域施設等の運営を効率的、効果的に進め、区民サービスを充実します。
地域振興係	区民が安心して暮らせる住みよいまちを築くため、地域コミュニティの活性化とともに、区民との協働の視点から区の施策を推進し、地域振興を図ります。
窓口サービス	区民生活に密着した行政サービスを効率的・効果的に提供し、区民満足度の向上を図ります。平成 21 年度に予定している庁舎移転に向けての準備を遺漏なく進めます。
馬込特別出張所	区民が安心して暮らせる住みよいまちを築くため、地域コミュニティの活性化とともに、区民との協働の視点から区の施策を推進し、地域振興を図ります。また、出張所の窓口業務や地域施設等の運営を効率的、効果的に進め、区民サービスを充実します。
地域振興係	区民が主体となって構成する各種団体の事務局として、情報の収集や提供を図ると同時に、効率的な事務運営を図ります。
窓口サービス	窓口業務及び区政一般に関するサービス・情報を正確かつ迅速に提供します。
馬込区民センター	地域の人々と相互交流を図り、ひいては地域文化の向上に寄与します。馬込区民センターとしては、区民の一連の活動に対して、場所の提供をはじ

	め、情報提供等を行い、区民のサービスを充実します。
馬込文化センター	区民の皆さんに研修・集会及び自主的な社会教育活動の場を提供することにより、文化活動及び地域活動の促進を図り、文化の向上・地域の振興に寄与します。また文化センターとしては、利用しやすい環境整備を行いつつ、サービスを充実します。
南馬込文化センター	
池上特別出張所 地域振興係 窓口サービス	区民が安心して暮らせる住みよいまちを築くため、地域コミュニティの活性化とともに、区民との協働の視点から区の施策を推進し、地域振興を図ります。また、出張所の窓口業務や地域施設等の運営を効率的、効果的に進め、区民サービスを充実します。
池上会館	立地環境、施設規模を十分に活用し、常に良好な施設や備品の提供を行うことにより、顧客の豊かな文化創造に資するための館運営に努めます。
池上文化センター	自主的な団体が成果ある活動をめざして、地域との交流も図りながら地域文化の向上に貢献しています。このような区民の一連の活動に対して、活動の場所及び情報の提供等を行うとともに、地域の自主的活動の発展に寄与します。
新井宿特別出張所 地域振興係 窓口サービス	区民が安心して暮らせる住みよいまちを築くため、地域コミュニティの活性化とともに、区民との協働の視点から区の施策を推進し地域振興を図ります。また出張所の窓口業務や地域施設等の運営を効率的、効果的に進め区民サービスを充実します。

◎ 大田西地域行政センター

課係	ミッション（自らの使命等）
嶺町特別出張所	区民が安心して暮らせる住みよいまちを築くため、地域コミュニティの活性化とともに、区民との協働の視点から区の施策を推進し、地域振興を図ります。また、出張所の窓口業務や地域施設等の運営を効率的、効果的に進め、区民サービスを充実します。
地域振興係	地域の自主性を尊重しながら、地域の課題を共通認識をもち協働で問題解決を図ります。
窓口サービス	窓口利用者へのサービスの向上を図ります。
嶺町文化センター	施設利用者へのサービスの質の向上に努めます。
田園調布特別出張所	区民が安心して暮らせる住みよいまちを築くため、地域コミュニティの活性化とともに、区民との協働の視点から区の施策を推進し、地域振興を図ります。また、出張所の窓口業務や地域施設等の運営を効率的、効果的に進め、区民サービスを充実します。
地域振興係	区民が親しみをもって住みたい、住みよいと感じるようなまちを築くため、地域コミュニティの活性化とともに、区民との協働の視点から区の施策

	を推進し、地域振興を図ります。
窓口サービス	出張所の窓口を利用する住民等の視点に立って、窓口業務や地域施設等の運営を効率的・効果的に進め、区民サービスを充実します。
鵜の木特別出張所	区民が安心して暮らせる住みよいまちを築くため、地域コミュニティの活性化とともに、区民との協働の視点から区の施策を推進し、地域振興を図ります。また、出張所の窓口業務や地域施設等の運営を効率的、効果的に進め、区民サービスを充実します。
地域振興係	連携・協働の視点から町会、青少対等地域活動団体の自立的な活動を支援し、地域防災・地域福祉・地域の青少年の健全育成活動等の幅広い推進体制づくりを進めます。
窓口サービス	丁寧な対応や迅速・的確な情報提供により区民サービスの充実を図ります。
久が原特別出張所 地域振興係 窓口サービス	区民が安心して暮らせる住みよいまちを築くため、地域コミュニティの活性化とともに、区民との協働の視点から区の施策を推進し、地域振興を図ります。また、出張所の窓口業務や地域施設等の運営を効率的、効果的に進め、区民サービスを充実します。
雪谷文化センター	地域の区民に、生涯学習及び地域活動の場を提供し、生き生きとした地域作りに貢献します。
雪谷特別出張所	区民が安心して暮らせる住みよいまちを築くため、地域コミュニティの活性化とともに、区民との協働の視点から区の施策を推進し、地域振興を図ります。また、出張所の窓口業務や地域施設等の運営を効率的、効果的に進め、区民サービスを充実します。
地域振興係	雪谷特別出張所の建替えや小池公園整備計画などについて、地域から集約した要望・意見の実現に向け関係機関との調整を図ります。また、正確でスピーディーな窓口サービスを提供します。
窓口サービス	「正しく、早く、気持ちよく」を係りのモットーとし円滑で良質な窓口サービスを提供します。
洗足区民センター	高齢者及び老人クラブに対する教養の向上、レクリエーション等で快適に利用できるための場を提供します。
千束特別出張所 地域振興係 窓口サービス 石川町文化センター	区民が安心して暮らせる住みよいまちを築くため、地域コミュニティの活性化とともに、区民との協働の視点から区の施策を推進し、地域振興を図ります。また、出張所の窓口業務や地域施設等の運営を効率的、効果的に進め、区民サービスを充実します。

◎ 大田南地域行政センター

課係	ミッション（自らの使命等）
六郷特別出張所	区民が安心して暮らせる住みよいまちを築くため、地域コミュニティの活性化とともに、区民の協働の視点から区の施策を推進し、地域振興を図ります。また、出張所の窓口業務や地域施設等の運営を効率的、効果的に進め、区民サービスを充実します。
地域振興係	区民との協働により、区の施策を進め、地域コミュニティを活性化させ区民が安心して暮らせる住み良い街づくりを進めると共に地域振興を図ります。
窓口サービス	地域住民や特別出張所間の情報を緊密にすると共に、関連する業務の主管課との連携を図り、正確で・迅速・丁寧な窓口行政サービスを提供します。
六郷文化センター	地域の区民活動、文化活動、社会教育活動の場の提供を通して地域振興を図ります。また、受付業務や施設管理業務を効率的・効果的に進め、施設運営と利用者サービスを充実します。
矢口特別出張所	区民が安心して暮らせる住みよいまちを築くため、地域コミュニティの活性化とともに、区民の協働の視点から区の施策を推進し、地域振興を図ります。また、出張所の窓口業務や地域施設等の運営を効率的、効果的に進め、区民サービスを充実します。
地域振興係	住民と行政が連携した地域振興を進めるため、事務の適正化及び合理化を図ります。
窓口サービス	各種届出、諸証明発行、収納事務等の窓口業務を効率的・効果的に行うことで良好な窓口サービスを提供します。
矢口区民センター	区民センター利用者の利便性を向上させるため、事務の適正化、効率化を図ります。
蒲田西特別出張所	区民が安心して暮らせる住みよいまちを築くため、地域コミュニティの活性化とともに、区民の協働の視点から区の施策を推進し、地域振興を図ります。また、出張所の窓口業務や地域施設等の運営を効率的、効果的に進め、区民サービスを充実します。
地域振興係	区民が安心して暮らせる住みよいまちを築くため、地域住民との連携を深め、区民との共通の意識を持ち地域特性に根ざした地域振興を図ります。
窓口サービス	各種届出、諸証明発行、収納事務等の窓口業務を効率的・効果的に行うことで良好な窓口サービスを提供します。
大田区民センター	地域コミュニティの活性化のため、地域活動・文化活動の場を効率的に提供します。
蒲田東特別出張所	区民が安心して暮らせる住みよいまちを築くため、地域コミュニティの活性化とともに、区民の協働の視点から区の施策を推進し、地域振興を図ります。また、出張所の窓口業務や地域施設等の運営を効率的、効果的に

	進め、区民サービスを充実します。
地域振興係	地域の特性を生かした地域振興を図ります。また、地域施設等の公正で効率的な運用を図ります。
窓口サービス	窓口業務及び一般区政等に関する情報を、迅速且つ適切に提供します。

◎ 大田東地域行政センター

課係	ミッション（自らの使命等）
糀谷特別出張所	区民が安心して暮らせる住みよいまちを築くため、地域コミュニティの活性化とともに、区民の協働の視点から区の施策を推進し、地域振興を図ります。また、出張所の窓口業務や地域施設等の運営を効率的、効果的に進め、区民サービスを充実します。
地域振興係	区民の文化活動及び地域活動の促進を図り、文化の向上、地域振興に寄与します。
窓口サービス	区民に身近な行政施設として、証明書等の発行のほか、区民のくらし全般に関わる総合的な情報を速やかに提供することで、区民生活の利便に寄与します。
糀谷文化センター	区民に研修、集会及び自主的な社会教育活動の場を提供することにより、区民の文化活動及び地域活動の促進を図り、文化の向上及び地域の振興に寄与します。
羽田特別出張所	区民が安心して暮らせる住みよいまちを築くため、地域コミュニティの活性化とともに、区民の協働の視点から区の施策を推進し、地域振興を図ります。また、出張所の窓口業務や地域施設等の運営を効率的、効果的に進め、区民サービスを充実します。
地域振興係	区民との協働の視点から地域コミュニティを促進し、地域振興に努めます。
窓口サービス	窓口業務を円滑に進め、公証等の良質なサービスを提供します。
萩中集会所	区民に研修、集会の場を提供することによって地域振興に寄与します。そのため、利用しやすい運営を行います。
羽田文化センター 萩中文化センター	地域の生涯学習の拠点施設として、区民の自主的な学習・文化・スポーツ活動と地域コミュニティの活性化のため、利用しやすい施設運営及び活動の支援を行います。

（平成 18 年度ミッションより）

[ 参考 ]

特別出張所管理運営費（清掃料、建物管理委託、光熱水費等）センター別過去3年間推移表

(単位：千円)

センター 年度	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	予算現額	支払済額	予算現額	支払済額	予算現額	支払済額
大田北地域行政センター 特別出張所 6 ヲ所分	82,268	76,957	83,194	68,381	65,977	59,986
大田西地域行政センター 特別出張所 6 ヲ所分	42,157	38,778	35,261	32,246	77,163	72,167 <sup>①</sup>
大田南地域行政センター 特別出張所 4 ヲ所分	110,287	102,546 <sup>②</sup>	65,750	62,146	68,894	65,252
大田東地域行政センター 特別出張所 2 ヲ所分	17,553	16,461	14,758	13,421	15,381	14,564
合計	252,265	234,742	198,963	176,194	227,415	211,969

(各年度歳入歳出決算概要説明書より)

(補足説明)

①平成 18 年度の大田西地域行政センターは、平成 17 年度まで同センター分室分の予算を工事請負費を除き嶺町特別出張所管理運営費で計上したための増加。

②蒲田西特別出張所の空調設備改修工事等による影響額あり。

1. 上記推移表の管理運営費には、特別出張所の職員人件費（臨時的に発生する賃金を除く）が、含まれていない（この職員人件費については、後述の監査の結果の部を参照されたい）。
2. 各特別出張所の個別比較については、規模、設置環境（区民センターの中など）、工事等の関係で当該管理運営費金額に各々の事情を考慮する必要がある。

よって、当該推移表は、[参考]として記載した。